

生徒心得

I 服装について

1. 登校時から下校時（帰宅まで）までの学校生活全般にわたる生徒の服装は以下に定めるものとする。ただし、体育授業・各種行事・部活動等においては必要に応じて別に定める。また、細部にわたる規則は必要に応じて生徒部より提示する。

服装規定

本校指定の服装

<標準の服装>

- (1) 服 男子 指定された上着・スラックス・ネクタイとする。
女子 指定された上着・スカート・リボンとする。
*女子は指定の女子用スラックスを選択することもできる。
- (2) シャツ 白無地シャツを着用する。
- (3) バッジ 男女とも上着の左襟に定められた校章をつける。
- (4) コート 着用にあたっては男女とも黒・紺色が望ましい。

<冬の服装>

- (1) 指定されたセーター・ベストを着用してもよい。
*ただし、登下校は必ず上着を着用すること。

<夏の服装>

- (1) 上着を着用しなくてもよい。
(女子はリボン、男子はネクタイを着用しなくてもよい。)
- (2) 白無地シャツを着用する。左胸に校章(アイロンプリント)をつける。
- (3) 指定されたセーター・ベストを着用してもよい。
*衣替えの前後に移行期間を設ける。(全学年)

<制服に準ずる服装> *式典での着用は不可

- (1) ストライプ柄シャツ
- (2) 女子用ネクタイ
- (3) 半袖ポロシャツ紺・水色(夏季服装期間中)

上記、オプション品の着用を認める。

<移行期間>

*上着を着用する際は、ネクタイ、リボンをつける

2. 髪は生徒らしい型とし、パーマメント等の髪加工はしない。毛染、化粧、ピアス等の装飾は禁止。
3. 通学の際の靴は、運動靴またはかかとの低い革靴とする。
4. 校舎内では、定められた学年色の上履を用いる。上履・下履の区別をする。体育館では所定の体育館履を用いる。体育館履は、体育館以外では使用しない。
5. カバンは、学生カバンを原則とするが、スポーツバッグ・ショルダーバッグの使用も認める。ただしバッグ類は、派手なものを避ける。紙袋の使用は認めない。
6. やむを得ない事情で規定外の服装・履物を用いる場合には、必ず学級担任に申し出て、異装許可証の交付を受ける。

II 校内外生活について

1. 正当な理由なく欠席・欠課・遅刻・早退をしない。また始業時から終業時まで無断で外出しない。
2. 年間登校時刻は午前8時20分までとし、下校時刻は午後5時までとする。
ただし、3年の選択などに関しては、登下校時刻は別に定める。
3. 下校時刻を過ぎて校内に残る場合は、学級担任（または、部活動顧問）の承認を得て事前に定められた届出をする。
4. 休校日・長期休業中に登校して学校の施設を使用する場合は、学級担任（または、部活動顧問）の承認を得てから、生徒部に所定の手続きをする。
5. 校内の施設・備品等を使用するときは、必ず使用願を提出し、管理担当職員の許可を受ける。
6. 校内の施設・備品等の取り扱いは慎重にし、使用後は管理担当職員に報告する。
破損・汚損したときはその旨を報告して指示を受ける。
7. 校舎その他の施設に落書きをしない。
8. 火気には特に注意し、火を使う場合には、必ず管理担当職員の許可を受ける。
9. 正門付近・プロムナード・屋上その他の建物近くでのキャッチボールやドッジボール、サッカーを禁ずる。
10. 教室内・廊下等で騒音をたてたり、廊下を走ったり、その他、他の迷惑になるような行為をしない。

III 掲示物・催物等について

1. 各種の掲示物や広告物を掲示する場合、その責任者は、担任又は顧問の承認を得た上、生徒部の係りから掲示許可の検印を受けなければならない。
2. 前項の検印は、所定の掲示期間を明示したものである。掲示期間は1週間とし、掲示期間の記入してないものは、無効とする。
3. 掲示期間の終了した掲示物は、掲示の責任者の責任において直ちに撤去する。
4. 掲示物には、その掲示の責任者の学年・組・氏名または部活動名を明記する。
5. 掲示物の大きさは、最大限A3とする。
6. 前項の許可、検印を受けない掲示物は、掲示することはできない。もしこれに違反した掲示物は、無届不法掲示物として没収する。
7. 生徒を対象とする印刷物等は、配布前に学級担任（部活動、研究会の場合は顧問）と生徒部の承認を得る。
8. 各種の催物の開催に当たっては、その責任者は、催物の日時、会場、内容等について、担任に又は顧問の承認を受けた上で、生徒部に届けて許可を得なければならない。かつ、会場の管理責任者の許可もあわせて得なければならない。
9. 前条の催物に関する各種の掲示については、前項の規定に従う。

10. 催物の責任者は、会場管理について、火気・戸締り等の安全確保に万全の措置を講じる。また使用後の会場の整理整頓に責任を持つ。
11. 催物の開催に当たっては、必ず顧問の同席の下に実施すること。

IV 遺失物・拾得物について

校内で物品を拾得または紛失した場合は、ただちに生徒部に届け出る。

V 所持品について

各自の所持品の類はしっかりと自己管理し注意する。なるべく貴重品は持参しないようにし、やむを得ない場合は学級担任または、部活動顧問に申し出て指示を受ける。

VI 欠席等について

1. 欠席・欠課・遅刻・早退が事前に分かっている場合は、保護者が生徒手帳の通信欄にその旨を記入し、生徒を通して担任に届け出る。事前届出ができない場合は、電話で連絡し事後すみやかに届け出る。
2. 病気欠席が1週間以上になる場合は、医師の診断書を添え、学級担任を通して学校長宛で届出る。
3. 外出の場合は、その理由を生徒手帳の通信欄に記入し、学級担任または部活動顧問に申し出て許可を受けること。
4. 忌引日数は、父母の場合7日、祖父母・兄弟・姉妹の場合3日、その他近親者の場合1日とする。
5. 本人が学校において予防すべき感染症の診断を受けた場合は、その旨をできるだけ早く学校に連絡する。治癒後登校する際は、医師の診断書または出席停止証明書を担任へ提出する。

VII 自転車通学について

自転車通学をする場合は、学級担任を通じて生徒部に届ける。登録された自転車には登録シールをはる。また各自レインウェアを用意すること。

VIII その他

1. 生徒は常に相親しみ、暴力等の不法行為は絶対にしない。
2. 喫煙・飲酒・万引きなど、不法・不健康な行為等は絶対にしない。
3. 考査中のカンニングのような、不正・卑劣な行為は絶対にしない。
4. 校内外を問わず、江北生としての品位を欠くような言動は慎み、また不健全な場所には立ち寄らない。
5. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合、保護者は、

その内容と安全性を確認した上で学級担任に連絡し、届け出る。

6. 自動車、原動機付自転車（いわゆるオートバイ・バイク類を含む。）による通学は禁止する。
7. 携帯電話等の校内での使用は、休み時間および放課後以外は禁止する。（夜9時以降の使用は控える。）
8. 登下校時はもちろん、日常生活においても交通法規は遵守する。（自転車の2人乗り、携帯を見ながらの運転、傘さし運転、ヘッドホンをしての運転などの禁止）。